

2014年1月

Simpson Thacher & Bartlett LLP
アジア訴訟グループ
弁護士（ニューヨーク州）隈元則孝

UBIC 社について

UBIC 社と弊法律事務所とは、これまで約5年にわたり複数のeディスカバリ案件において協働してきましたが、そうした経験を通じ、私は同社について特に以下の点が優れているとの印象を持っております。

1. アジア言語への対応能力（テクノロジー面、顧客企業及びその代理人である法律事務所に対するコミュニケーション面とも）
2. 顧客企業及びその代理人である法律事務所へのサポート体制（アジア各国（日本・韓国・台湾）と米国間における24時間対応体制）
3. 業界先端技術への取り組み（顧客サービスの向上のための日々の努力）

上記1のアジア言語対応について、eディスカバリにおいては日本及びその他アジア特有の文字コード、地域・会社特有のメールシステム・プログラムへの対応が万全であることが必須ですが、これまでの私の経験ではUBIC社のテクノロジーに問題が生じたことはなく、また、これまでの日本及びその他アジアにおける実績・取扱件数から、UBIC社の経験は大変豊富であり、必要なノウハウの蓄積があると思えます。

上記2のサポート体制について、eディスカバリにかかわる案件においては確実性・迅速性が求められますが、急を要する事項やテクノロジー対応が必要な場合等においてUBIC社のレスポンスは大変良く、案件の進捗に大いに役立った経験がこれまで多々あります。

上記3の業界先端技術への取り組みについて、UBIC社においては顧客企業のeディスカバリの精度向上、効率化に有効と考えられる、高度分析手法であるPredictive Codingをアジアでいち早く取り入れるなどテクノロジーの向上に日々努めておられ、また、UBIC社のソフトウェアの操作性が近年飛躍的にアップしたことをユーザーの一人として実感しています。

弊事務所としては、今後も、顧客企業への最適なリーガル・アドバイスの提供に加え、UBIC 社のような顧客視点の e ディスカバリーサポートの専門家チームと共に、国際訴訟・仲裁及び政府調査等の案件における顧客企業の負担軽減に努めていきたいと考えております。



隈元 則孝 弁護士

<http://www.stblaw.com/bios/NKumamoto.htm>

シンプソン・サッチャー・アンド・バートレット法律事務所のアジア訴訟グループのメンバー（東京オフィス所属）。ニューヨーク州弁護士。

日本長期信用銀行（現. 新生銀行）およびみずほコーポレート銀行（現. みずほ銀行）において日・米の銀行業務に従事したのち、入所。国際訴訟、仲裁及び政府当局調査において日本企業を代理し支援を行う一方、M&A 及び資本市場関連の法務アドバイスも行っている。

シンプソン・サッチャー・アンド・バートレット法律事務所

<http://www.stblaw.com/>

1884 年創立の米国及び世界を代表する国際的な法律事務所。850 名を超える弁護士が在籍。本部のニューヨーク及び米国内のパロアルト、ロサンゼルス、ワシントン D.C.、ヒューストンの他、東京、ロンドン、サンパウロ、香港、北京及びソウルと世界の主要な国際金融都市にオフィスを配し、その連携のもと、高度な法的アドバイス及び迅速な法律関連サービスを世界中の顧客に提供している。